令和元年１２月２６日
５　－　Ａ　会　議　室

秋田市教育委員会
令和元年１２月定例会
（案件・資料）

【資料目次】

付議案件

議案第20号　秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件　…１

協議事項

(1) 令和元年度秋田市教育委員会学校訪問の総括について　…４

(2) 令和２年度全国学力・学習状況調査への参加について　…６

教育長等の報告

(2)　令和元年度「新成人のつどい」の警備について　…７

定例会資料：議案第20号
令和元年１２月２６日
総　　務　　課

議案第20号

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会公告式規則の一部を次のように改正する。

令和元年12月26日提出

秋田市教育委員会
教育長　佐　藤　孝　哉

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「、地域センター」を削る。

附　則

この規則は、令和２年１月20日から施行する。

提案理由

地域センターの廃止に伴い、教育委員会規則等の公布を行う掲示場に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市教育委員会公告式規則の一部改正

第１　改正理由

地域センターの廃止に伴い、教育委員会規則等の公布を行う掲示場に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

第２　改正要旨

１　第２条関係

教育委員会規則等の公布を行う掲示場から地域センターの掲示場を削るもの

２　附則関係

施行は、令和２年１月20日からとするもの

秋田市教育委員会公告式規則新旧対照表

改　正　案	現　　行
第１条　（略）	第１条　（略）
第２条　規則等は、会議において議決した日から起算して７日以内に公布するものとする。 ２　教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育委員会名を記入して、その末尾に教育長が署名しなければならない。 ３　教育委員会の定める規程を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名および委員長名を記入して教育長印を押さなければならない。 ４　規則等の公布は、市役所、市民サービスセンターおよび連絡所の掲示場に掲示してこれを行う。ただし、秋田市公報に登載して公布することがある。	第２条　規則等は、会議において議決した日から起算して７日以内に公布するものとする。 ２　教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文および教育委員会名を記入して、その末尾に教育長が署名しなければならない。 ３　教育委員会の定める規程を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文、教育委員会名および委員長名を記入して教育長印を押さなければならない。 ４　規則等の公布は、市役所、市民サービスセンター、地域センターおよび連絡所の掲示場に掲示してこれを行う。ただし、秋田市公報に登載して公布することがある。
以下　（略）	以下　（略）

定例会資料：協議事項(1)
令和元年１２月２６日
学校教育課教職員室

令和元年度秋田市教育委員会学校訪問日程【実績報告】

No.	期日	班	訪問校			教育委員				教育次長		随行		
			午前 10:10～12:15	午後 13:30～15:35	佐藤 教育長	加藤 委員	高堂 委員	藤垣 委員	石田 委員	福田 教育 次長	嶋崎 教育 次長	坂谷 課長	三浦 室長	長谷山 課長 補佐
1	7/9(火)	A	高清水小学校	飯島中学校	○	○			○				○	
		B	東小学校	外旭川中学校			○	○		○		○		
2	7/16(火)	A	秋田南中学校	寺内小学校	○		○		○					○
		B	下浜中学校	大住小学校		○		○			○			
3	7/18(木)	A	豊岩中学校	日新小学校				○	○			○		
		B	下北手小学校	広面小学校		○	○			○			○	
4	8/30(金)	A	下新城小学校	土崎小学校		○			○				○	
		B	城東中学校	旭川小学校			○	○						○
5	10/23(水)	A	河辺中学校	戸島小学校	○	○						○		
		B	八橋小学校	金足西小学校				○	○				○	
6	10/30(水)	A	上北手小学校	美大附高等学院	○				○				○	
		B	城南中学校			○		○		○				○
7	11/15(金)	A	豊岩小学校	泉小学校				○	○				○	
		B	勝平小・中千秋分校	秋田商業高校	○	○	○							○
8	11/22(金)	A	旭南小学校	秋田公立美術大学	○		○		○				○	
		B	秋田西中学校			○		○			○			
9	11/26(火)	A	太平小学校	泉中学校		○	○						○	
		B	御所野小学校	御所野学院中学校				○	○			○		

訪問校の「学校経営の重点」 〔校長の経営説明から〕　　【訪問校34校中】

	項目	学校数	
1	確かな学力、学習習慣、基礎基本の定着	27 校	↓ 4
2	地域・家庭との連携、開かれた学校づくり	22 校	↓ 1
3	豊かな心の育成	22 校	↑ 5
4	生徒指導の充実、規範意識の醸成	19 校	↑ 1
5	キャリア教育の充実、進路指導	19 校	－ 0
6	望ましい人間関係構築、学級づくり	11 校	↓ 1
7	教職員の資質向上（参画意識、危機管理意識、相互連携）	10 校	↓ 2
8	特別支援教育の推進	8 校	↑ 2
9	小中連携（幼保・高大連携含）	6 校	↓ 4
10	基本的な生活習慣の確立、あいさつの励行等	4 校	↓ 1
11	学習環境の整備	2 校	↑ 2

懇談における話題 【総数228回　1校平均約7回】

項目			回数			
1	学習指導	①教科の指導方法	20	↑ 14	37	－ 0
		②基本的学習習慣の定着	10	↓ 3		
		③表現力の育成	5	↓ 6		
		④学力向上の工夫	2	↓ 5		
2	いじめ・不登校、教育相談				24	↑ 9
3	特別支援教育、サポーター				18	↑ 1
4	特色ある教育活動・きらめきプラン				13	↓ 2
5	食物アレルギー対応、食育推進、異物混入				10	↑ 1
6	家庭・地域との連携				10	↑ 7
7	特別な教科　道徳				9	↑ 3
8	キャリア教育推進 進路指導				5	↓ 8
9	健康の保持増進・体力の向上				5	↓ 3
10	小中連携（幼保・高大連携含）				2	↓ 10
11	教員の多忙化、働き方改革				14	新
12	コミュニティースクール				11	新
他	○保健室経営（9）　○ICT機器の活用（9）　○校舎の管理・整備環境（8） ○ネットトラブル、情報モラル（7）　○自己有用感（6）　○英語の教科化、外国語活動（6） ○学校規模、適正配置（5）　○部活動、部活動指導員（4）　○生徒指導（3） ○挨拶の励行（3）　○学習用具の持ち帰り（2）					

定例会資料：協議事項(2)
令和元年１２月２６日
教　育　研　究　所

令和２年度全国学力・学習状況調査への参加について

１　実施日　　令和２年４月１６日（木）

２　調査内容

○教科に関する調査　　※「知識」と「活用」を一体的に問う
- 国語
- 算数・数学

○児童生徒質問紙調査
- 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等

○学校質問紙調査
- 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等

３　令和２年度調査の主な変更点について

（１）同一児童生徒に関する平成２９年度小学校調査と令和２年度中学校調査の結果を併せた分析結果の提供

（２）本体調査を補完する調査

○経年変化分析調査
- 目　　的　　同一問題による経年比較を行い、全国的な学力の状況の経年変化についての把握・分析と、国の教育施策の検証・改善
- 期　　日　　令和２年５月１１日から６月３０日までの期間
- 対　　象　　国語、算数・数学：小学校５１０校、中学校４２０校
  英語（４技能）：中学校１５０校　を文部科学省が抽出

○保護者に対する調査
- 目　　的　　家庭状況と児童生徒の学力等の関係についての分析
- 期　　日　　令和２年５月１１日から６月３０日までの期間
- 対　　象　　経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者
- 調査事項　　児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等

４　今後のスケジュール

令和元年１２月　令和２年度調査への参加および協力についての回答
令和２年　２月　調査マニュアル送付
　　３月　調査結果連携についての本市ガイドライン送付
　　校長会において調査結果連携について周知
　　４月　校長会において中学校調査における個人コード入力について確認
　　本体調査実施
　５～６月　経年変化分析調査および保護者に対する調査（抽出）

定例会資料：報告(2)
令和元年１２月２６日
生　涯　学　習　室

令和元年度「新成人のつどい」の警備について

秋田中央警察署と連携し、新成人などの参加者約３，０００人の安全確保および「新成人のつどい」事業の円滑な遂行を確保するための警備体制を整える。

１　内容

(1) 会場周辺道路の交通整理、交通指導および警備

(2) 会場内・外の安全点検、確認、巡回および警備

(3) 開場前における新成人への指導、声かけおよび警備

２　警備体制

(1) 市配置職員１１３人

うち１階メインアリーナ４９人、２階観覧席１６人（職員配置は別図のとおり）

(2) 交通指導隊・駐車場整理員　３１人

３　妨害行為への対応

(1) 妨害行為が発生した場合は、妨害者を職員が退場させ、警察へ引き渡し、一時保護を依頼する。

(2) 発生時、職員だけでの対応が困難な場合は、警察に対応を依頼する。

(3) 被害届提出について判断する。

（式典終了後、市長、副市長、教育長、教育委員で協議する。）

(4) 現地警察責任者へ被害届提出について連絡する。

※　「新成人への案内状」や「広報あきた」等において、式典運営の妨げになる行為等を行った者に対し、法に基づき厳正に対処する旨を周知している。

主催者・来賓入退場の動線図

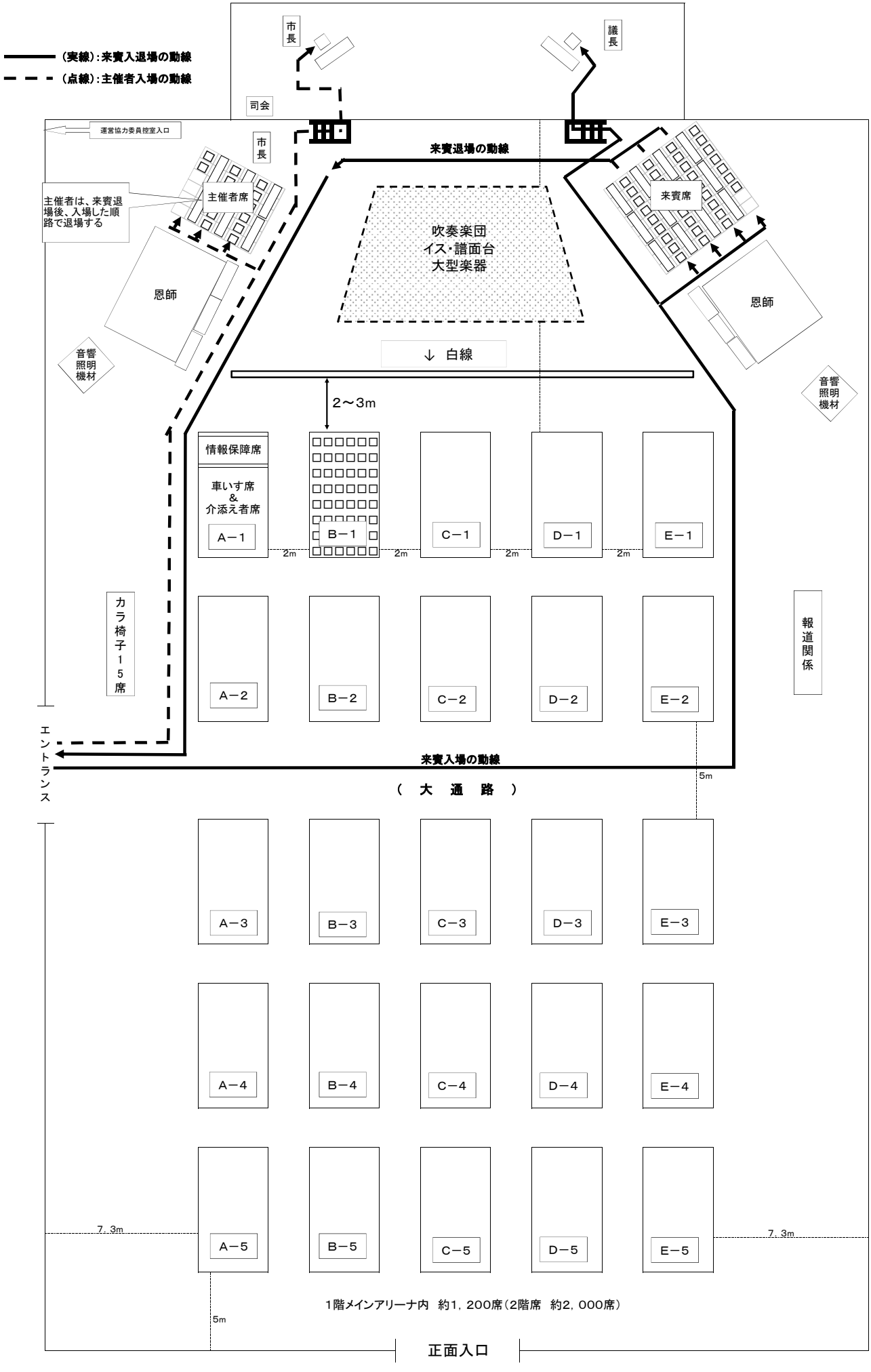

2階レイアウト

式　典

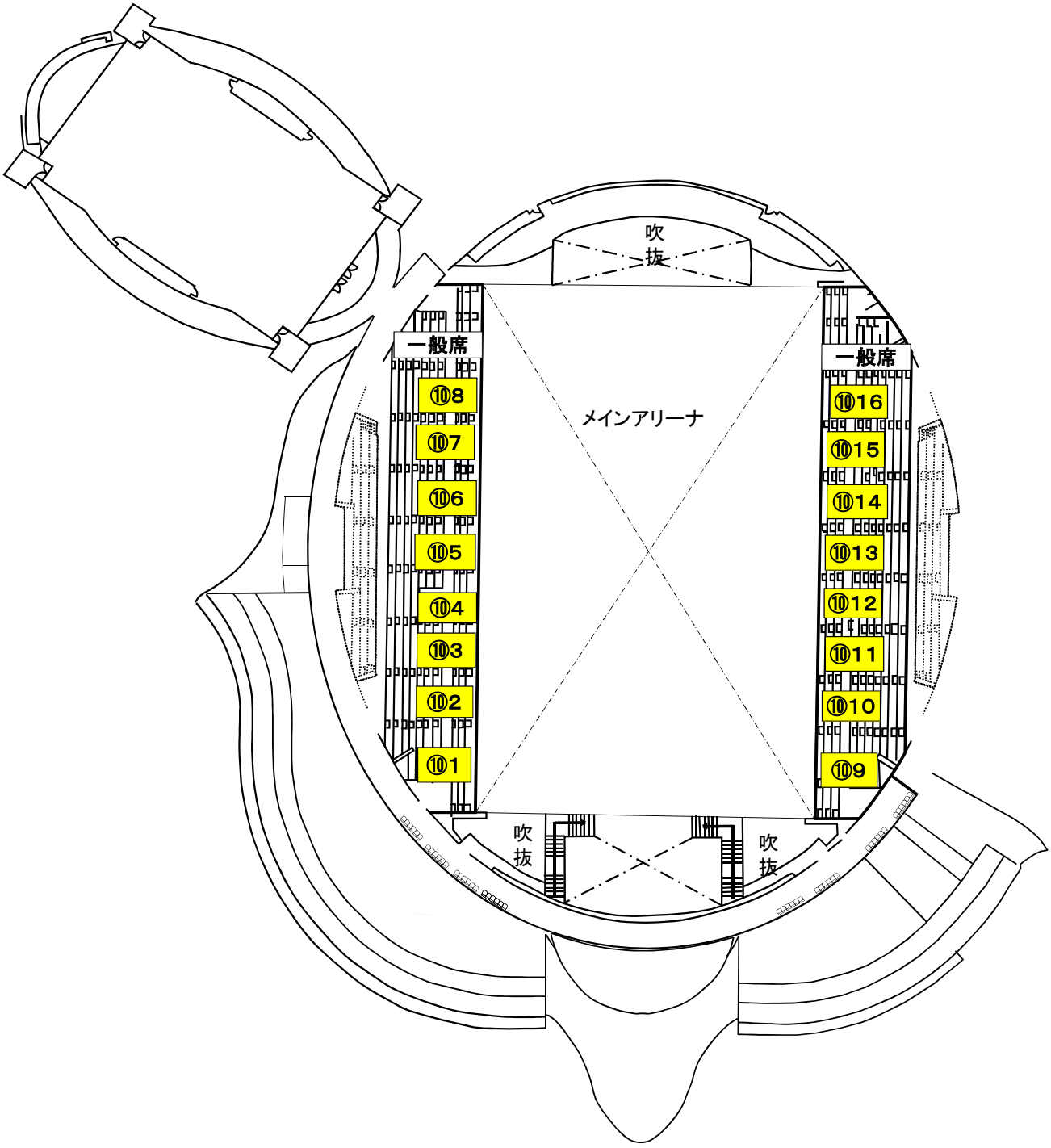
吹
抜
一般席
⑩8
⑩7
⑩6
⑩5
⑩4
⑩3
⑩2
⑩1
メインアリーナ
一般席
⑩16
⑩15
⑩14
⑩13
⑩12
⑩11
⑩10
⑩9
吹
抜
吹
抜